

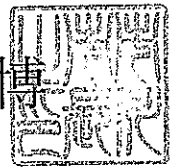
市川第 20100819-0085 号

平成 22 年 8 月 25 日

市川市東浜 1 丁目地先の人工海浜・  
干潟等の移管に関する要望書

千葉県企業庁長 高 梨 国 雄 様

市川市長 大久保



## 市川市東浜1丁目地先の人工海浜・干潟等の移管に関する要望書

残暑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、本市臨海部のまちづくりに対し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴庁の土地造成事業部門が平成24年度に事業収束されることに伴う本市東浜1丁目地先及び船橋市潮見町地先の人工海浜・干潟等については、当初、京葉港二期土地造成事業が実施されるまでの暫定的な施設として貴庁により整備されたものであり、その管理・運営について、昭和56年3月に関係する船橋市及び市川市に協議があったものと認識しております。

その際、市川市としては、あくまで、暫定的な施設であることや船橋市は公共用地の確保がされていることなどから、船橋市に管理・運営を委託することはやむをえないと判断したものであります。

その後、企業庁と船橋市の間で、管理委託が更新、継続されてきましたが、平成13年9月には堂本前知事が市川二期及び京葉港二期埋立計画を中止されました。

このような経緯を踏まえた中で、貴庁の事業収束に伴う当該人工海浜・干潟等の恒久的な形での移管について、平成19年9月及び10月に貴庁からの相談を受けました。

そこで、本市としましては、幹部会議などにより庁内合意を得たうえで、口頭ではありますが、平成19年10月及び平成21年11月、更に平成22年2月及び5月並びに8月に移管を受けることを申出しているところであります。

当該人工海浜・干潟等は、本市にとって、現在、唯一、海と触れ合える貴重な場所であります。

従いまして、今後、貴庁からあらためて協議があるものと考えていますが、今回、本市の意向を明確にお伝えするために、貴庁の土地造成事業部門の収束に伴う、市川市東浜1丁目地先の人工海浜・干潟等（別紙図面）の移管を受けたく要望するものであります。

# 東浜1丁目地先 人工海浜・干潟等位置図



突堤  
約 350m

護岸 約 430m

突堤  
約 350m